2022年2月21日

公認心理師基礎力チェック公開模試をご受験の皆様へ

LEC東京リーガルマインド
福祉支援課(公認心理師担当)

（公認心理師基礎力チェック公開模試）
「解答・解説冊子」の一部訂正について

この度は、「公認心理師基礎力チェック公開模試」(XA・XB22206)をご受験頂きまして誠に有難うございます。

さて、「解答・解説冊子」におきまして、一部誤りがございました。

受験生の皆様方にはご迷惑をお掛けすることになり、誠に申し訳ございません。お詫び申し上げますと共に、以下に修正箇所をご連絡申し上げます。

ご面倒をお掛け致しますが、以下の内容で学習戴きますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1．【問3・選択肢】

誤　④

↓

正　②，④

公認心理師でないものがその名称を使用した場合、あるいは登録取り消し等でその名称使用の停止を命じられた期間中にその名称を使用した場合、1 年以下の懲役また 30 万円以下の罰金に処する。

第 49 条
次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
第 1 号
第 32 条第 2 項の規定により公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、公認心理師の名称を使用し、又はその名称中に心理師という文字を用いたもの

49 条の罰則規定からは、1 年以下の懲役は入らないため、この選択肢は不適切となります。そのため当初の正答である④に加えて、②も正答と致します。

２.【問 22・選択肢③】

誤　②

↓

正　②，③

「すべての事業場において、２０２２年４月１日以降にパワーハラスメント防止措置が義務化される。」

本問選択肢③も正答と致します。解説の変更はありません。

＜補足情報＞

【問 28・選択肢③】

本問選択肢③は×であり、解答の変更はありません。
介護休業制度と介護休暇制度は違う制度のため、その点を踏まえて解説を補足させていただきました。ご参考になれば幸いです。

「設問の文章の主語は、介護休業制度となっているため誤りである。介護休業とは、労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するための休業である。介護休業制度の利用による休業期間と回数は、対象家族 1 人につき 3 回まで、通算 93 日までとなっている。一方、介護休暇制度を利用した場合に取得可能な休業日数は対象家族が１人の場合は、年５日まで、対象家族が２人以上の場合は、年 10 日までとなっており、１日または時間単位での取得が可能となっている」

参照

厚生労働省　介護休業について

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/closed/index.html

厚生労働省　介護休暇について

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/holiday/index.html

以上

0002421220579

XU22057